



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 375 号 令和 3 年 10 月 12 日発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
649	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
650	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
651	大規模小売店舗立地法の規定により意見を 聴取した件	企業支援課

徳島県告示第六百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和三年十月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
蒼翠合同会社	徳島市名東町一丁目三九五番地の八	あおみ訪問介護事業所	徳島市名東町一丁目三九五番地の八	訪問介護	令和三年十月一日
合同会社エール	板野郡松茂町笹木野字八下二三番地一一	ケアステーション・エール	板野郡松茂町笹木野字八下二三番地一一	同	同
医療法人雙立会	小松島市江田町字大江田四四番地一	碩心館 訪問リハビリテーション	小松島市江田町字大江田四四番地一	訪問リハビリテーション	同
医療法人青嵐会	徳島市国府町東高輪三五三番地一	介護老人保健施設 センターヴィレッジ	美馬市脇町字拝原一三五四番地五	同	同
医療法人真誠会	鳴門市大津町矢倉字六ノ越五番地の九	陽だまり苑 訪問リハビリテーション事業所	鳴門市大津町矢倉字四ノ越五番地	同	同

徳島県告示第六百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年十月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
医療法人雙立会	小松島市江田町字大江田四四番地一	碩心館 訪問リハビリテーション	小松島市江田町字大江田四四番地一	介護予防訪問リハビリテーション	令和三年十月一日
医療法人青嵐会	徳島市国府町東高輪二五三番地一	介護老人保健施設 センターヴィレッジ	美馬市脇町字拝原一三五四番地五	同	同
医療法人真誠会	鳴門市大津町矢倉字六ノ越五番地の九	陽だまり苑 訪問リハビリテーション事業所	鳴門市大津町矢倉字四ノ越五番地	同	同

徳島県告示第六百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ホームセンターコーナン徳島八万店

徳島市八万町大野二二八―三ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和三年徳島県告示第三百九十三号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつ

た件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

2 歩行者の通行の利便の確保等

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

4 騒音の発生に係る事項

5 産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別すること。

6 街並みづくり等への配慮等

古紙類はリサイクルのために古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生抑制及び再利用並びに適正処理については、徳島市の施策に協力

すること。

騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別すること。

分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けること。

意見の縦覧場所、期間及び時間

縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

縦覧の期間 令和三年十月十二日から同年十一月十二日まで

縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

意見の縦覧場所、期間及び時間

縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

縦覧の期間 令和三年十月十二日から同年十一月十二日まで

縦覧の時間 午前九時から午後五時まで